

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則…  
……………(保健医療局医療政策部医療政策課)…一

### 告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………  
……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…一

### 告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………三  
○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………三

### 告示(海区漁調)

○東京海区におけるそでいか漁業の制限……………四  
○東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限……………四

### 公告

○土地収用法による収用の裁決手続開始(三件)……………四  
……………(東京都収用委員会)…四

## 規則

保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則を公布す

る。

令和八年五月二十二日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第九号

保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

保健所使用条例施行規則(昭和二十一年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部試験検査料の款免疫学的検査の項中

千十円	を	九百九十円
八百七十円		八百七十円

改め、同款微生物学的検査の項中「四百円」を「五百二十円」に改める。

### 附則

- この規則は、令和八年六月一日から施行する。
- この規則の施行の際、現に試験検査の申請を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

## 告示

### ●東京都告示第六百八十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年五月二十二日

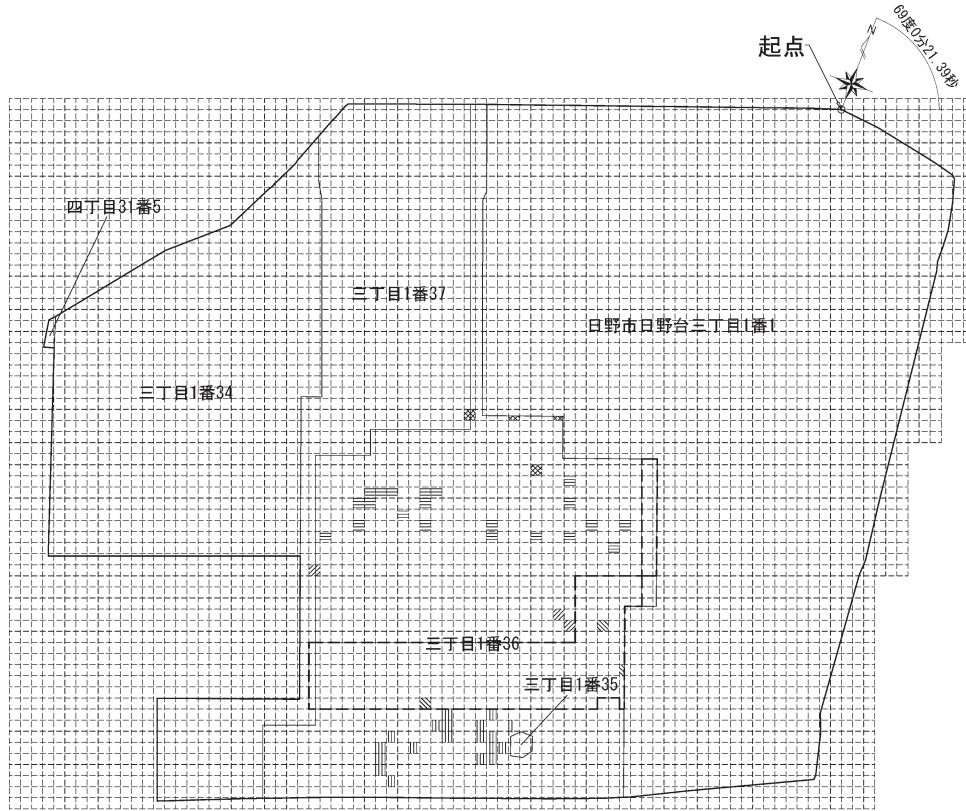
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(日野市日野台三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
  - 敷地境界
  - 調査対象地
  - 筆境界
  - ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
  - ▧ 形質変更時要届出区域 (令和7年東京都条例第71号により指定した区域)
  - ▩ 形質変更時要届出区域 (令和7年東京都条例第66号により指定した区域)
  - 形質変更時要届出区域 (令和8年東京都条例第129号により指定した区域)
  - 形質変更時要届出区域 (令和8年東京都条例第56号により指定した区域)

【起点】  
 起点は、日野市日野台三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度(69度0分21.39秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百八十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年五月二十二日

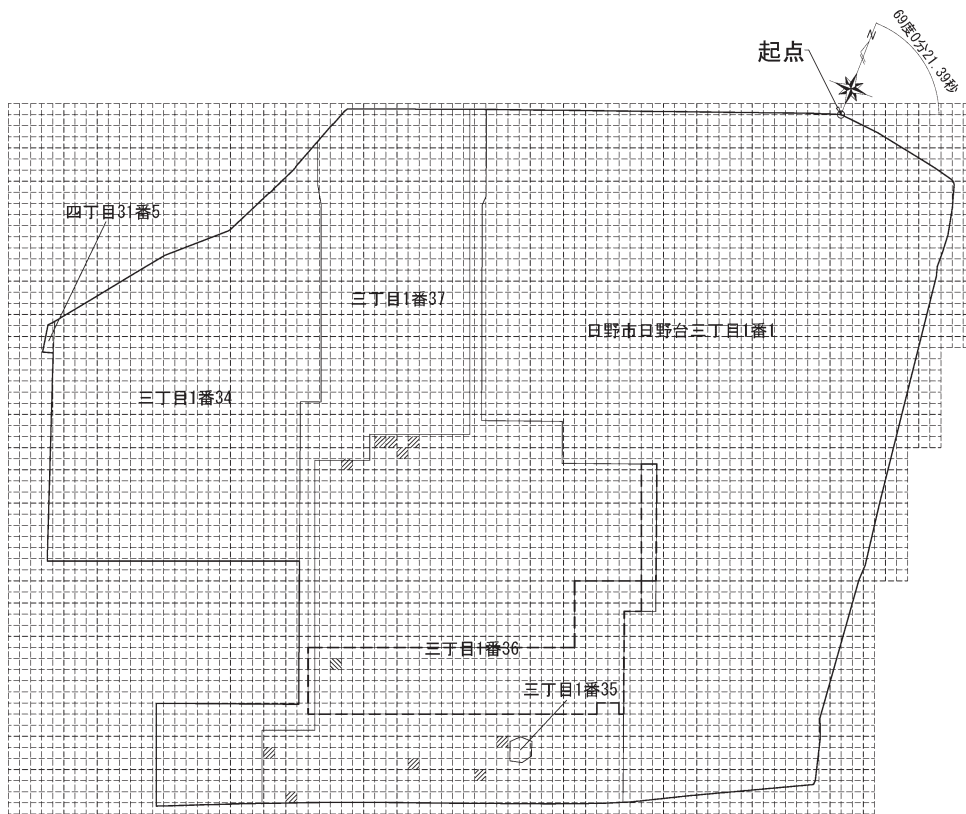
東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり(日野市日野台三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 要措置区域 (この告示により指定する区域)
- ▨ 要措置区域 (令和8年東京都告示第505号により指定した区域)

【起点】

起点は、日野市日野台三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度（69度0分21.39秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年五月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称	所 在 地
おくさわ脳卒中リハビリテーション病院	世田谷区奥沢三丁目三十三番十
特別養護老人ホーム つかぼか板橋	板橋区中台三丁目二十三番二十
特別養護老人ホーム つかぼか板橋	六号
都市型軽費老人ホーム ぽっかぽか板橋	板橋区中台三丁目二十三番二十
特別養護老人ホーム ぽっかぽか板橋	六号
特別養護老人ホーム ぽっかぽか板橋	江戸川区鹿骨四丁目三番十三号

●東京都選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設とし

て指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和八年五月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称 所 在 地

世田谷おくさわ整形外科 世田谷区奥沢三丁目三十三番十  
病院 三号

関町特別養護老人ホーム 練馬区関町南四丁目九番二十八  
号

### 告 示 (海区漁調)

#### ●東京漁調指示第四号

東京海区(小笠原海域に限る。)におけるそでいか漁業(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和八年五月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

#### (禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

#### (承認操業)

二 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

イ 隻数

最高限度は、五十隻とする。

#### (二) 漁具の制限

ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。

イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、五十組以内とする。

ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延長は三百メートル以内とする。

#### (三) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

#### (四) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに令和九年七月三十日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

#### (取扱要領)

三 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

四 この指示の有効期間は、令和八年七月一日から令和九年六月三十日までとする。

#### ●東京漁調指示第五号

東京海区(小笠原海域に限る。)における船舶を使用し

た底魚、かつお及びまぐろの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和八年五月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

#### (採捕の禁止)

一 東京海区(小笠原海域に限る。)において、総トン数二十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。また、小笠原村陸岸から三海里以内の海面において、総トン数十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。

#### (指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和八年七月一日から令和九年六月三十日までとする。

### 公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和8年5月22日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第261

- 号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
  - 4 土地所有者の氏名及び住所
  - 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
  - 6 裁決手続開始決定年月日 令和8年5月14日
- } 別記のとおり

別記

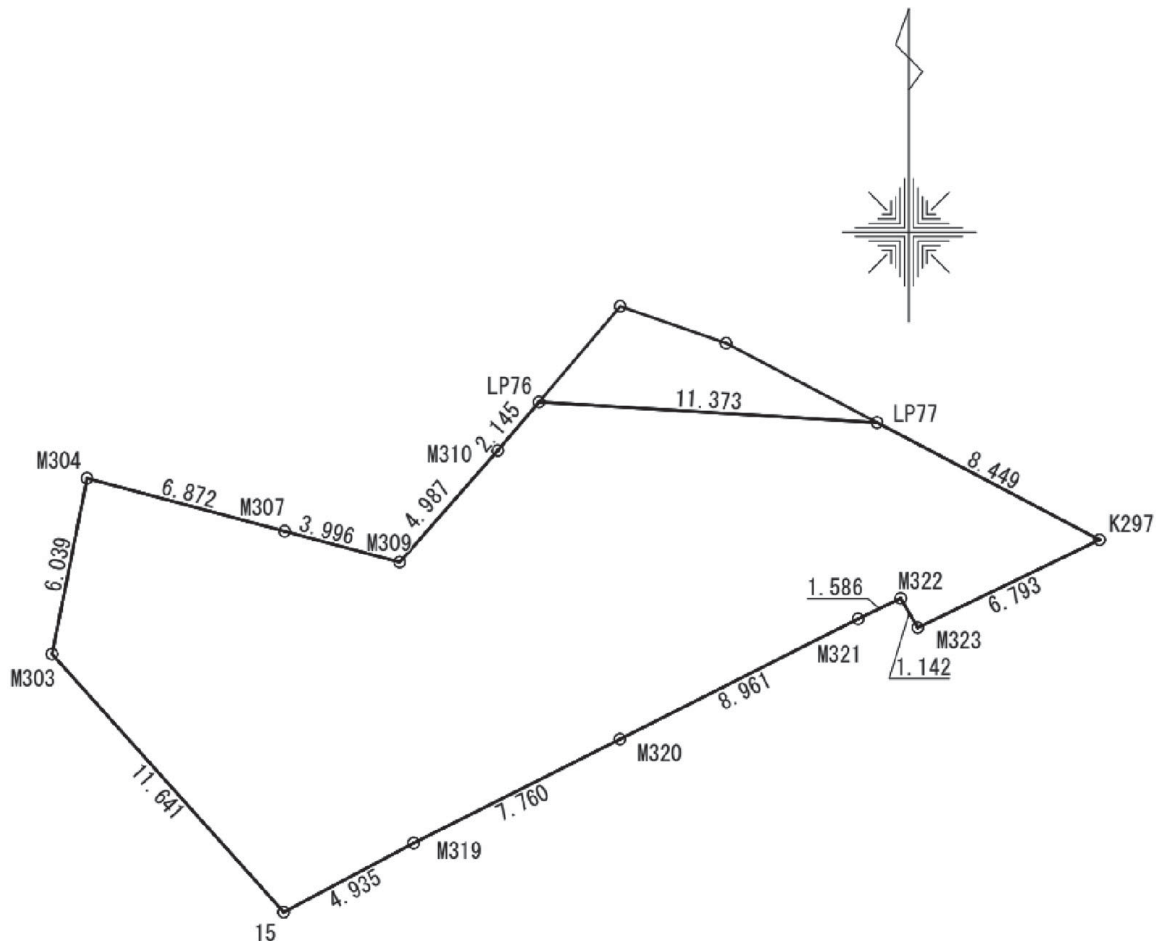
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m <sup>2</sup>	実測地積 m <sup>2</sup>	収用しようとする土地の面積 m <sup>2</sup>	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都足立区西竹の塚二丁目	1316番1	宅地	322.04	322.02	301.24	株式会社 パルシステムソリューション	神奈川県川崎市中原区市ノ坪449番地3 シティタワー武蔵小杉5302号室	木下厚 (準共有持分20分の13)	神奈川県川崎市多摩区登戸2129番地5 パークタワー向ヶ丘遊園2406	借地権	別図のとおり
								角田優子 (準共有持分20分の7)	神奈川県伊勢原市東大竹二丁目18番地の5	借地権	

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都足立区西竹の塚二丁目 1316 番 1 のうち

301.24 平方メートル



単位：メートル

測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
LP76	-22597.133	-4013.981	3797.226026
M310	-22598.768	-4015.370	21602.690600
M309	-22602.513	-4018.664	10878.523448
M307	-22601.475	-4022.523	-11351.559906
M304	-22599.691	-4029.160	16684.751560
M303	-22605.616	-4030.331	58786.407966
15	-22614.277	-4022.552	25507.002232
M319	-22611.957	-4018.196	-23345.718760
M320	-22608.467	-4011.264	-30192.784128
M321	-22604.430	-4003.263	-18927.427464
M322	-22603.739	-4001.835	1180.541325
M323	-22604.725	-4001.258	-7942.497130
K297	-22601.754	-3995.149	-27578.513547
LP77	-22597.822	-4002.628	-18496.143988
		倍 面 積	602.498234
		面 積	301.2491170
		地 積	301.24 m <sup>2</sup>

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
 公告する。

令和8年5月22日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第227号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、  
 地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏  
 名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和8年5月14日

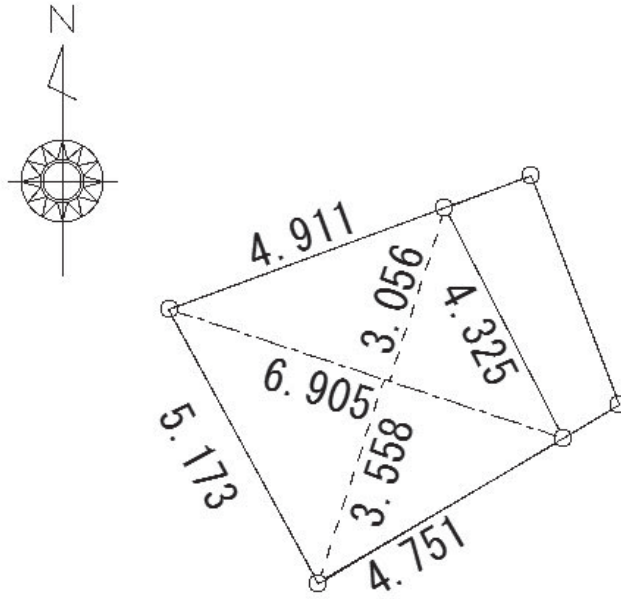
別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m <sup>2</sup>	実測地積 m <sup>2</sup>	収用しようとする土地の面積 m <sup>2</sup>	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都中野区大和町二丁目	322番7	宅地	28.32	28.31	22.83	山田恵子	東京都中野区大和町二丁目47番5号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地  
東京都中野区大和町二丁目 322 番 7 のうち  
22.83 平方メートル



単位：メートル

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
公告する。

令和8年5月22日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第28号

線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、  
地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏

名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和8年5月14日

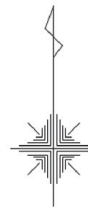
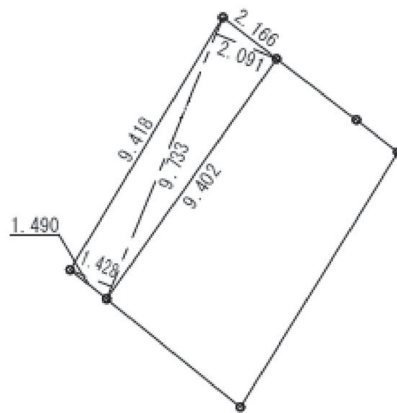
別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都品川区 大井四丁目	3360番1	宅地	m <sup>2</sup> 66.28	m <sup>2</sup> 66.27	m <sup>2</sup> 17.12	三井住友信託銀行 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号				別図1の とおり
	3360番4	宅地	m <sup>2</sup> 72.33	m <sup>2</sup> 72.32	m <sup>2</sup> 11.58						別図2の とおり

別 図 1

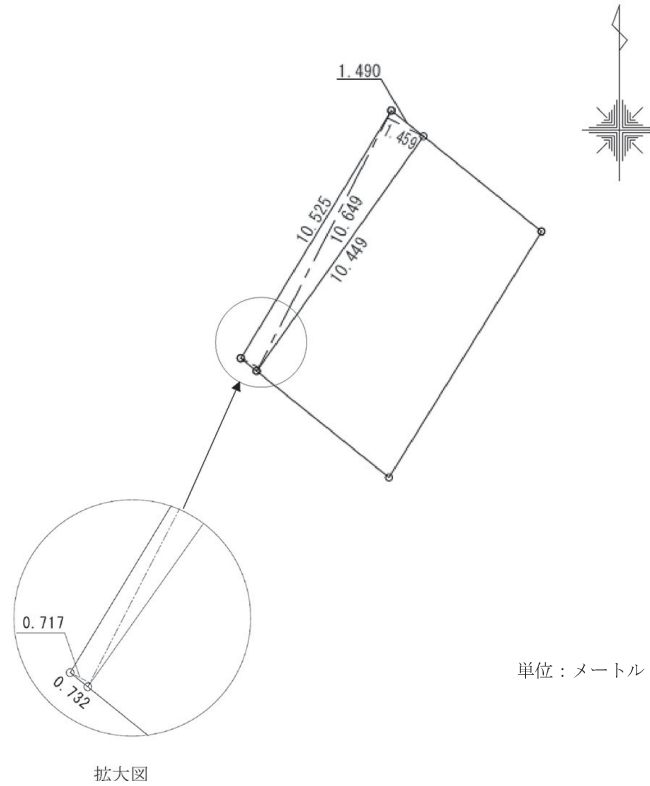
裁決手続の開始を決定した土地  
東京都品川区大井四丁目 3360 番 1 のうち  
17.12 平方メートル



単位：メートル

別 図2

裁決手続の開始を決定した土地  
東京都品川区大井四丁目 3360 番 4 のうち  
11.58 平方メートル



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

